

農業の主たる従事者証明に係る提出書類

京都市農業委員会事務局（電話：075-222-4050）

◎：必須

	提出書類	発行機関	提出部数	備考
◎	1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願		1	申請者：土地の所有者全員
◎	2 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	法務局	1	
◎	3 公図	法務局	1	
◎	4 付近見取図（住宅地図等）		1	届出地を図示してください
◎	5 申請者（所有者）と買取り申出事由の生じた者（従事者）の住民票	区役所等	1	申請者と従事者が同一世帯の場合は、続柄記載のもの ※戸籍を提出される場合は本籍記載
	6 申請者と従事者の続柄が確認できる戸籍謄本	区役所等	1	住民票や法定相続情報証明で続柄を確認できない場合
	7 【土地区画整理中の場合】 仮換地地積証明及び仮換地指定図	区画整理事務所等	各1	
	8 【主たる従事者が京都市以外に居住の場合】 農業の主たる従事者証明に係る営農証明	居住地の農業委員会	1	
◎	買取り申出事由を確認するための書類			
	(1)主たる従事者が死亡の場合 ・住民票の除票	区役所等	1	・死亡時の住所が土地登記簿謄本と同じで、 相続登記により死亡が確認できる場合は不要 ・法定相続情報証明で死亡と住所が確認できれば不要
	(2)高齢（80歳以上）による場合 ・申立書の写し（実印押印と印鑑登録証明書を添付）		1	買取申出時に提出される京都市長あての申立書の原本及び写しを持参願います。
	(3)身体的故障による場合 ・医師の診断書	病院等	1	
	(4)老人ホーム等の施設入所による場合 ・入所施設が発行する入所証明書	病院等	1	
	(5)要介護認定による場合 ・被保険者証（保険証）の写し	区役所等	1	要介護の区分が分かるもの （要介護1～5）※要支援は適用外
◎	【相続未登記の場合】 ①又は②のどちらかを必ず提出。 ③もあれば、併せて提出。			
	① 法定相続情報証明	法務局	1	住所の記載があるもの
	相続関係図		1	
	② 被相続人の戸籍謄本（原戸籍、除籍含む）	区役所等	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て
	相続人全員の戸籍謄（抄）本	区役所等	1	被相続人の死亡日以降の証明日のもの
	③ 遺産分割協議書 （協議書に添付の全相続人の印鑑登録証明書含む）	区役所等	1	・遺産分割協議書があれば、 申請者は特定の相続人 ・遺産分割協議書がなければ 相続人全員が申請者 ・印鑑登録証明書の発行日は不問
	11 【土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合】 前住所入り住民票、戸籍の附票、町名地番変更証明書など	区役所等	1	
	12 委任状（任意様式） ・委任者（申請者）の署名（自署）または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合

裏面に続く

《注意事項》

- ◇申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
(ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(自署)または記名押印が必要)
本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
 - ・申請者が来庁する場合:申請者の運転免許証等の提示等
 - ・代理人が来庁する場合:代理人の運転免許証や社員証等の提示等
(委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること)
- ◇これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。
- ◇証明書類などは、発行日から3箇月以内のもの[原本]が必要です。
 - 原本還付が必要な場合は、原本と写しを窓口を持参してください。
 - 「登記情報提供サービス」から取得した登記事項証明書及び公図は、照会番号と発行年月日が記載されたものだけに限り提出書類とすることができます。
 - 相続未登記の場合の提出書類は、相続時に作成されたもので構いません。
- ◇分筆、合筆等されたときは、経過の分かる書類(登記事項証明書等)を提出してください。
- ◇上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

様式第30号の1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

京都市農業委員会会長 様		令和 年 月 日	
申請者の住所		申請者の氏名 (電話 — —)	
生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」又は生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。			
記			
1 買取り申出生産緑地			
所 在 及 び 地 番		地 目	地 積
			m ²
2 買取り申出事由の { 死亡 } の生じた者 { 故障 }			
氏 名	住 所		申出をする者との続柄
3 買取り申出事由が生じた日			
平成・令和 年 月 日			
※ 証明欄	上記2の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出のあった当該生産緑地に 係る { 生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」 } { 生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」 } で あることを証明する。 京農委第 号 令和 年 月 日 京都市農業委員会会長		

注 1 ※印の欄には記入しないでください。
 2 この申請書は1部提出してください。